

## 甲府市農業委員会 2 月定例総会議事録

1. 日 時 平成30年2月28日（水曜日）午後2時00分から2時45分
2. 会 場 甲府市南公民館
3. 出席委員（17名）  
会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦  
委 員  
1 番 保坂 敬夫 2 番 福島 昌之 3 番 矢崎 正勝 4 番 米山 夫佐子  
5 番 落合 洋子 6 番 田中 由美 7 番 土屋 三千雄 8 番 長田 孝夫  
9 番 菊島 建 10 番 關野 登 11 番 森 信二 13 番 末木 瑞夫  
14 番 土屋 正人 16 番 小林 雅宗 17 番 山本 一
4. 欠席委員（2名）  
12 番 花形 満寛 15 番 萩原 爲仁
5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名  
事 務 局 長 青木 進  
農地係 係 長 田中 紀雄  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 岡 正己  
主 任 中沢 敏章  
技 師 吉澤 雅貴
6. 議 案  
議案第1号 甲府市農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 平成30年3月告示分農用地利用集積計画について  
議案第5号 相続税納税猶予に関する適格証明願について  
議案第6号 甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成30年度2月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数19名中17名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）

今日は、周りの景色が徐々に変わりビニールハウスが立ち上がるようになりました、委員の皆様には2月の定例総会にご出席いただき、ご苦労様でございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

それでは、本日の議事録署名委員ですが、13番の末木瑞夫委員、14番の土屋正人委員をお願いを致します。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明してください。



譲渡人は、〇〇で暮らしており、農地を広く所有し〇〇で営農しております。この農地が本人の負担となっており、今回、知人が農地を求めているために有償移転となりました。よろしくご審議願います。

2番の案件は大里地区ですので、菊島委員をお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

この件につきましては、譲渡人が〇〇〇〇〇〇きたので、譲受人である〇に任せるため無償移転するものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

つぎに、3番と4番については、中道地区です。3番については、土屋正人委員、4番は土屋三千雄委員をお願いします。

○中道地区委員（土屋正人）

3番の案件につきましては、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

4番の案件ですが、譲受人は〇で、日頃から農業の手伝いをよくしております。

〇〇〇〇となったため、無償移転するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員より説明をいただきました。

これより質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

質問も無いようですので、採決に入ります。

この案件に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第3号の案件につきましては、許可書の交付をして参ります。

つづきまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局で説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の4条許可申請は4件であります。

議案書3ページの1番、地図は1ページの4条No1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

正覚寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は道路、南面は用悪水路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、平成〇〇年4月頃の〇〇〇〇〇〇〇〇、許可を受けずに〇〇〇〇として貸してしまい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として使用しており、今回始末書添付による申請となります。

続きまして議案書の2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

相川悠遊館から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、昭和〇〇年頃から許可を受けずに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇してきたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして議案書の3番、地図は3ページの4条No.3・4の黒枠に斜線で示した 4-3 の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

甲運農協中央協選所交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は宅地、西面は農地、北面は宅地及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は立地条件及び利便性に適しており、需要が見込まれることから、〇〇〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇する予定です。

続きまして議案書4ページの4番、地図は変わらず4条No.3・4の黒塗りで示した 4-4 の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

甲運農協中央協選所交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は宅地、西面は農地、北面は宅地及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地の沿道は〇〇〇〇〇〇〇〇交通量も多いため、日頃地元住民より〇〇〇〇の要望がありましたが、この度〇〇〇〇〇〇市に寄付することとしたことから、〇〇〇〇〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

#### ○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。地元委員より補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、千代田地区の末木委員をお願いします。

#### ○千代田地区委員（末木委員）

1番の案件は、市道の〇〇〇〇で許可無く〇〇〇〇として使わせておりましたが、〇〇〇〇が完了した後に〇〇〇〇〇〇として使用しております。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（西名会長）

2番の案件は、相川地区ですので、保坂委員にお願いします。

○相川地区委員（保坂委員）

2番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

3番と4番については、甲運地区です。森委員に補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

3番は、○○○○○○で、北側と南側に住宅があり、消毒がしにくいです。本人は○○○○○○を行いたいということで、申請しております。

4番については、事務局の説明のとおりです。以上です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員より説明が終了しましたので、質疑に入ります。

ご質問のある方はお願いします。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

質問も無いようですので、採決に入ります。

この案件にご賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員賛成ですので、議案第2号の3番の案件につきましては、1,000㎡以上の案件ですので、許可相当ということで県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をして参ります。

つづきまして、議案第3号農地法第5条第1項の規程による許可申請についてを議題とします。

事務局で説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が1件、賃貸借が1件、使用貸借が3件、計5件となります。

議案書5ページの1番、地図は4ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。

日の出団地東交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は道路、南面・西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は貸人の○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を○○○○○○○○○○したいとのことです。

転用後は、○○○○○○○○○○○○する予定です。

続きまして議案書の2番、地図は5ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・賃貸人・賃借人については議案書記載のとおりです。

中町交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面・北面は農地、南面は道路、西面は雑種地及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は申請地近隣で○○○○○○○○を運営しているが、○○○○に伴い○○○○○○○○○○が不足し土地選定をしていたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、○○○○○○○○○○○○○○○○○○に転用したいとのことです。

続きまして議案書の3番、地図は6ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。

市立大里小学校から○○mほど○○に位置する農地で、東面は宅地、南面・西面は農地、北面は道路となっています。

農地区分は、第1種農地ですが不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しました。

借人は貸人の○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を○○○○○○○○○○○したいとのことです。

転用後は、○○○○○○○○○○○○する予定です。

続きまして議案書6ページの4番、地図は7ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。

上曾根下区公民館から○○mほど○○に位置する農地で、東面・西面は農地、南面は道路、北面は宅地及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は○○○で○○○並びに○○○を運営しているが、○○○○○○○○○○○○○○○○が不足し土地購入を検討していたところ、申請地が立地条件に適していることから、取得し○○○○○にしたいとのことです。

続きまして議案書の5番、地図は8ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。

笛南中北2交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面・西面・北面は農地、南面は道路となっています。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しました。

借人は貸人の○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を○○○○○○○○○○○したいとのことです。

転用後は、○○○○○○○○○○○○する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終了しました。

ここで、地元委員から補足説明をお願いします。

1番と2番の案件は山城地区ですので、關野委員、お願いします。

○山城地区委員（關野委員）

1番につきましては、譲渡人の○が○○○○○○○することです。なお、○○○への接続ができないということで○○○○○○○○○となります。水利組合の同意も得られ問題ないと思います。

2番につきましては、○○○○○○○○○○に伴う転用案件です。事務局の説明のとおりです。以上です。

○議長（西名会長）

3番の案件は、大里地区の菊島委員をお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

3番ですが、譲渡人の○が、○○を構える案件で、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

4番と5番の案件は、中道地区です。4番の案件を土屋正人委員をお願いします。

○中道地区委員（土屋正人）

4番の案件につきましては、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

5番の案件について、山本委員をお願いします。

○中道地区委員（山本委員）

5番の案件については、事務局の説明のとおりです。貸人の実家が、当該農地の近くにありますが、その実家の○○が○○○○をしておりますが、○がないので、○に継承のためということ聞いております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終了しました。

ここで質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

特別無いようですので、採決に入ります。それでは、この案件につきまして、ご賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、2番の案件は、1,000㎡以上の案件ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。



それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をして参ります。  
つぎに関連がございますので、報告第1号から第4号についての報告を受けたい  
と思います。

事務局より、説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書7ページをご覧ください。  
先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いず  
れの案件も許可相当との答申を受けました。

8ページからは平成30年1月21日から2月20日までに受理しました相続等の届  
出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記  
載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとな  
っております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から報告について説明がありました。

報告事項であります。何かありましたら、ご質問いただきたいと思います。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

それでは、報告第1号から4号については、報告事項ですのでご了承願います。

○議長（西名会長）

つぎに、議案第4号平成30年3月告示分農地利用集積計画についてを議題としま  
す。

事務局で、説明願います。

また、関連がありますので報告第5号についても併せて報告してください。

○事務局（吉沢技師）

今月は、新規設定5件、再設定11、計16件の申出がありました。

議案書は、17ページからになります。こちらの表は、新規設定です。

山城・中道北・上九一色地区からの申出がありまして、合計面積は4,275㎡です。

中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積108,400㎡に対し、設定面積は109,3  
㎡となり、達成率は101%となります。

続いて、18ページ。こちらの表は、再設定です。

千代田・甲運・玉諸・山城・大鎌田・中道北地区からの申出がありまして、合計  
面積は13,176㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積338,200㎡に  
対し、設定面積は298,211㎡となり、達成率は88%となります。

それでは、ページは19ページからになります。



○議長（西名会長）

地元委員より説明が終了しましたので、質疑に入ります。

ご質問のある方は、お願いします。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

それでは、質問もないようですので、採決に入ります。

この案件に賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきました。

議案第4号の案件につきましては、決定をしております。

また、報告第5号につきましては、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

つづきまして、議案第5号 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを議題とします。

事務局で説明してください。

○事務局（田中係長）

議案第5号の案件について説明します。

申請人は相続人です。

農業者であった相続人の○より平成○○年○月○日に○○○○○○○他○筆、合計面積○○○㎡である市街化区域内の農地を相続しました。

申請人は、相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、2月8日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願を提出してきたところであります。

このため、2月14日に地元農業委員の花形委員と申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、申請者の自宅の近隣にあり、耕作されていて○○○○ではありませんでした。

また、申請人は、農業機械、トラクター、田植え機、バインダー、耕運機等を持ち、以前から○の農業の補助し、農業を行っており、今後も申請人とその家族で、協力して耕作を継続していくとのことでした。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終了しました。

ここで、地元委員の説明を花形委員から説明をいただくところですが、本日は欠席ですので、私が内容をきいておりますので、説明します。

補足説明といいましても事務局の説明のとおりで、普段から農業も手伝っており、自宅周辺の農地で、今後もしっかり維持していきたいとのことですので、問題はな

いと思います。

皆さんからご質問・ご意見がありましたら、挙手をしてご発言ください。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決に入ります。議案第5号の案件について、ご賛成をいただける方は挙手をしてください。

《 挙手多数 》

○議長（西名会長）

それでは、挙手多数ですので、議案第5号の案件につきましては、証明書の交付をして参ります。

つぎに議案第6号甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。

事務局で説明してください。

○事務局（岡係長）

それでは、議案第6号甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを説明します。この指針については、農業委員会法第7条第1項に規定されており、具体的な目標と推進方針を定めるところであります。

前段では、基本的な考え方を示しております。

第2として具体的な目標と推進方針ですが、1点目として、遊休農地の解消目標と発生防止です。2点目として、担い手への農地利用集積・集約化、3点目として新規参入の促進についての3項目を取り上げております

《 以下 指針資料朗読 略 》

以上です。

○議長（西名会長）

事務局から指針については各ブロック毎で出た意見をまとめたものとして説明を受けました。また、指針については、数値目標を明記して、それに向って活動していくものです。いかがでしょうか。

《 意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、この内容の指針でよろしいでしょうか。

賛否確認のために、この指針に賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきましたので、この指針の（案）を抹消してください。

以上で、予定している案件は全て終了しました。

後の件につきましては、事務局をお願いします。

議長の席を降ろさせていただきます。

午後 2 時 4 5 分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

- (1) 3月の行事予定について (庶務、農地係 振興係)
- (2) 農地利用の最適化の推進活動について。(田中係長、中沢主任)
- (3) 農地に関する相続等について (一ノ瀬主事)

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印